

[事案 2023-319] 新契約取消請求

・令和 6 年 9 月 18 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 4 年 7 月に乗合代理店を通じて契約した変額保険について、以下等の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から本契約を紹介され、保険料の払込みを何か月か中断しても保障が継続する旨の説明を受けた。自分は、この説明によって魅力を感じ申し込むことにした。
- (2) 募集人は、保険料の払込みを中断した場合、積立金から保険関係費用が差し引かれることを説明しなかった。
- (3) 申込手続時、募集人に対し、契約の翌年は子供の大学の授業料の支払いのために保険料の払込みを中断することを 2 度にわたって伝えていた。
- (4) 募集人から、解約時に解約控除がかかることの説明を受けていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、令和 4 年 6 月から計 4 回、480 分にわたり面談し、申立人の理解状況を確認した上で申込手続を行った。
- (2) 募集人は、申立人に対し、パンフレット、設計書を用いて商品説明を行い、パンフレット同梱の契約締結前交付書面を用いて保険関係費用等を説明し、申立人は、「よく理解できたし、当面、減額や解約の心配はないから大丈夫です」と発言した。
- (3) 本契約は、死亡保険金が付加され、特別勘定で積立金が運用される。保険料の払込みが中断されても、死亡保険金の保障や積立金の運用が行われていることは自明であり、その間に費用が発生しないとは考え難い。
- (4) 募集人は、申立人の子の授業料の支払いのため、保険料の支払いを中断する旨の話は聞いていない。
- (5) 当社のシステムには、令和 4 年 12 月に申立人から払込中断の申立てがなされ、令和 5 年 1 月に払込みが中断された記録がある。この申立ての際に、当社のオペレーターは、申立人に対し、払込中断中の最低基本保険金額と保険関係費用について説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。